



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 14 日 (火)
第 8 8 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (155) (県民課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (156) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (157) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (158) (〃) 3
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (159) (〃) 3
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (160) (〃) 3
	指定自立支援医療機関の指定 (161) (障がい福祉課) 4
	県営土地改良事業計画の決定 (162) (農地・水保全課) 4
	保安林の指定の解除予定 (163) (森林づくり推進課) 4
	清算法人社土地改良区の清算人の退任 (164) (東部農林事務所) 5
	土地収用法による事業の認定 (165) (県土総務課) 5
	土砂災害警戒区域の指定 (166) (治山砂防課) 7
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (167) (〃) 7
	土砂災害特別警戒区域の指定 (168) (〃) 8
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (169) (〃) 8
	指定障害児通所支援事業者の指定 (170) (中部総合事務所福祉保健局) 9
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (171) (西部総合事務所福祉保健局) 9

告 示

鳥取県告示第155号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個 人情報の内 容	開示請求 を行うこと ができる 期間	開示請求 を行うこと ができる 場所	口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個 人情報の内 容	開示請求 を行うこと ができる 期間	開示請求 を行うこと ができる 場所
略				略			
農業機械士 技能検定試 験	科目別得点 及び総合得 点	〃	<u>農業大学</u> <u>校</u>	農業機械士 技能検定試 験	科目別得点 及び総合得 点	〃	<u>農林水産</u> <u>部農林総</u> <u>合研究所</u>
略				略			

鳥取県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
大原 晋仙	スタイルはりきゅう整骨院	鳥取市南吉方三丁目520-1	平成29年2月20日

鳥取県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社はるす	和歌山県橋本市 岸上563-1	はるす・訪問入浴 サービス倉吉	倉吉市上井213-4	介護予防訪問 入浴介護	平成29年3月 1日

鳥取県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
石川内科胃腸科医院	米子市義方町14-5	平成29年1月31日

鳥取県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセンタ ーよねはら	米子市米原八丁 目5-77	通所介護	平成29年3 月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセンタ ーよねはら	米子市米原八丁 目5-77	介護予防通所介 護	平成29年3 月31日

鳥取県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンター・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520-1	訪問介護	平成29年1月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンター・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520-1	介護予防訪問介護	平成29年1月1日

鳥取県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社日医工 サンイン	米子市両三柳151-8	むらかみ薬局	米子市両三柳308	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成29年4月1日

鳥取県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 松谷第1地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年3月14日から同年4月3日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第163号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字西谷字黒田上エ948の20、948の21、字上ミ梨子木949の6
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人社土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成29年3月14日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

退任した清算人の氏名及び住所

安 永 忠 司	鳥取市用瀬町安蔵558
入 江 元 行	鳥取市用瀬町金屋171
山 元 俊 昭	鳥取市用瀬町安蔵152
前 田 信 直	鳥取市用瀬町川中203
山 元 次 男	鳥取市用瀬町安蔵820
田 中 克 彦	鳥取市用瀬町安蔵310
古 田 徳 明	鳥取市用瀬町古用瀬430
松 尾 榮 茂	鳥取市用瀬町家奥239-2
藤 原 均	鳥取市用瀬町屋住507
大 家 福 美	鳥取市用瀬町江波719
加賀田 三 郎	鳥取市用瀬町安蔵945-6
原 智 昭	鳥取市用瀬町古用瀬202

平成29年2月24日退任

鳥取県告示第165号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
若桜町
- 2 事業の種類
つく米広場造成事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 八頭郡若桜町大字つく米字下クコ地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
つく米広場造成事業（以下「本件事業」という。）は、若桜町が事業主体となり、つく米集落及び近隣集落の住民の運動等のため広場（以下「本件施設」という。）の造成を行おうとするものであり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供

する施設」に関する事業に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な予算について、予算措置が講じられているため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

つく米集落の近隣には運動が可能な広場がなく、地形的に急峻なため広場以外での運動も難しい。本件施設を整備することにより、つく米集落及び近隣集落の住民が日常的な運動やレクリエーションを行うことができるようになり、健康増進を期待することができる。

広場造成により若桜町保健センターが行う健康指導等による活用も可能となるほか、近隣集落からの利用も見込まれ、地域同士の交流促進にも資することができる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際に周辺環境に十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定については、利用者にとっての利便性、収用面積、工事による環境への影響、経済性等の観点から3つの候補地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

若桜町では、生活習慣病を予防し、寝たきりや認知症などにより要介護状態になることを防ぐなど、心と体の健康づくりを推進しており、「健康若さ21（第2次）計画」により、1日の歩行（運動）時間が20分以上の者の割合を50%以上にすることを目標としている。

つく米集落周辺には運動が可能な広場がなく、道路も急峻で運動には不向きである。本件施設は、健康増進のため日常的な運動やレクリエーションが行える広場を造成しようとするものであり、早急な整備が必要である。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

八頭郡若桜町若桜801-5

若桜町役場 町土整備課

鳥取県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
青木2地区（Ⅱ-3669）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
奥屋敷谷（Ⅰ-1-4-26-13）、美吉谷（Ⅰ-1-4-26-14）、屋敷通り谷（Ⅰ-1-4-26-15）、中の谷（Ⅰ-1-4-26-16）、大谷（Ⅰ-1-4-26-17）、奈屋谷（Ⅰ-1-4-26-18）、美吉ⅰ（Ⅰ-1-4-26-26）、美吉ⅱ（Ⅰ-1-4-26-27）、奥谷ⅱ（Ⅰ-1-4-26-31）、西原ⅱ（Ⅰ-2-26-32-8）、西原谷（Ⅰ-3-00-32-5）、外輪谷（Ⅱ-1-4-26-9）、目久美ⅰ（Ⅱ-1-4-26-13）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
祇園町地区（Ⅰ-863）、祇園町3地区（Ⅰ-865）、祇園町4地区（Ⅰ-866）、祇園町5地区（Ⅰ-868）、口陰田地区（Ⅰ-869）、青木地区（Ⅰ-880）、尚徳地区（Ⅰ-881）、大谷地区（Ⅰ-894）、大谷2地区（Ⅰ-895）、美吉3地区（Ⅰ-898）、美吉4地区（Ⅰ-899）、彦名地区（Ⅰ-1424）、祇園町6地区（Ⅰ-1427）、大谷3地区（Ⅰ-1428）、目久美地区（Ⅰ-1430）、上安曇3地区（Ⅰ-1435）、日原5地区（Ⅲ-4275）、美吉5地区（Ⅲ-4276）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

奥屋敷谷（Ⅰ－1－4－26－13）、美吉谷（Ⅰ－1－4－26－14）、屋敷通り谷（Ⅰ－1－4－26－15）、中の谷（Ⅰ－1－4－26－16）、大谷（Ⅰ－1－4－26－17）、奈屋谷（Ⅰ－1－4－26－18）、美吉 i（Ⅰ－1－4－26－26）、美吉 ii（Ⅰ－1－4－26－27）、奥谷 ii（Ⅰ－1－4－26－31）、西原 ii（Ⅰ－2－26－32－8）、西原谷（Ⅰ－3－00－32－5）、外輪谷（Ⅱ－1－4－26－9）、目久美 i（Ⅱ－1－4－26－13）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

祇園町地区（Ⅰ－863）、祇園町3地区（Ⅰ－865）、祇園町4地区（Ⅰ－866）、祇園町5地区（Ⅰ－868）、口陰田地区（Ⅰ－869）、尚徳地区（Ⅰ－881）、大谷地区（Ⅰ－894）、大谷2地区（Ⅰ－895）、美吉3地区（Ⅰ－898）、美吉4地区（Ⅰ－899）、祇園町6地区（Ⅰ－1427）、大谷3地区（Ⅰ－1428）、目久美地区（Ⅰ－1430）、上安曇3地区（Ⅰ－1435）、青木2地区（Ⅱ－3669）、日原5地区（Ⅲ－4275）、美吉5地区（Ⅲ－4276）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の

規定により告示する。

平成29年 3 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
彦名地区（I-1424）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第170号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋一丁目44-3	企業組合労協センター事業団さんいんみらい事業所みらい倉吉	倉吉市見日町600	放課後等デイサービス	平成29年 3 月13日

鳥取県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ケアスタッフ	米子市目久美町34-12	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	居宅介護、重度訪問介護	平成29年 2 月28日